

JSAFライフジャケット(認証・桜マーク付)着用義務化の対象外について

外洋艇推進グループ

大型艇(クルーザー・レース関係)	
	<p>大型ヨット(機関付き)</p> <p>大型ヨットのためのレース運営艇・救助艇(コーチボート等含む)</p>
対象艇	<p>・JSAF登録艇またはJSAF加盟のクラス協会登録艇である小型船舶の対象となる機関付きのヨット</p> <p>・左記大型ヨットのレース、レース練習のための救助艇(コーチボート等含む)</p>
対象行為	<p>・次の要件をすべて満たすレース</p> <p>① 国際セーリング連盟の定めるセーリング競技規則に基づくレース</p> <p>② 主催はJSAFまたは加盟団体・特別加盟団体</p> <p>③ 外洋特別規定またはJSAF加盟クラス協会で規定された安全対策(以下「外洋特別規定等」という)を適用している</p> <p>・上記レースのための練習で、外洋特別規程等を遵守する安全対策を取っている場合。</p> <p>・上記レース・レース練習に参加するための当該海面とヨットハーバー・マリーナ等の泊地との往復を含む</p>
内容	<p>・個人用浮揚用具は、外洋特別規程等で規定されている規格のもでもよい。</p>
対象の確認	<p>ヨットのセールにJSAF登録番号またはJSAF加盟クラス協会の登録番号が表示されているヨットに関するレース運営、救助、コーチング等で活動している機関付きボート</p>

※ JSAF 加盟団体、特別加盟団体が主催するデインギレースおよびそのための練習においても、レース運営関係艇及び救助艇(コーチボート等含む)については、大型艇同様対象外となり、着用する個人用浮揚用具は、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会が規定された安全基準に適用するものでもよい。但し、対象となるレースは国際セーリング連盟の定めるセーリング競技規則に基づいたレースであり、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会が規定された安全基準を満たしていなければならない。

